

持続可能な国民健康保険制度の確立及び財政支援について

近畿部会提出
説明担当 交野市

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として国民の生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、高齢化の進展や医療の高度化による保険給付費の増加などにより、市町村国保会計は一般会計から多額の法定外繰入れを行うなど、きわめて厳しい財政運営をしいられている状況にある。

こうした状況の中、国においては、社会保障と税の一体改革が進められ、平成 27 年 5 月 27 日には「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営にあたること示された。

今後の課題として、国保の構造的な諸問題を解決し、安定的で持続可能な国民皆保険制度を確立するために、医療保険制度の一本化及び保険者の再編・統合等に向けた抜本的な改革が必要である。

よって、新制度への移行に関しては、速やかな情報提供を図るとともに、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、 重点要望事項

- (1) 国民健康保険の都道府県化にあたっては、保険料（税）の平準化等による被保険者負担の増加に対する激変緩和措置を適正に図るとともに、現在の国民健康保険事業の累積赤字を円滑に処理できるよう財政措置を講じること。

2、 一般要望事項

- (1) 国庫負担金の割合を引き上げるとともに、地方単独事業の実施に伴う減額措置を廃止すること。
- (2) 低所得者層に対する保険料（税）の負担を緩和するため、保険料（税）軽減措置の更なる拡充を図ること。
- (3) 制度改正にあたっては、事務の簡素化を図るとともに、電算システム改

修経費による保険者負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

- (4) 保険料（税）の徴収事務の委託にかかる経費について、市町村の負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。